

会 議 の 経 過

委 員 長（杉山茂夫君）

それでは、ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開きます。

開議（午前10時00分）

委 員 長（杉山茂夫君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定に基づき、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

委員並びに理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は、決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示の上、簡潔をお願いいたします。

また、答弁も簡潔をお願いいたします。

なお、本日の委員会も昨日同様、新型コロナウイルス感染症の対応といたしまして、特別会計ごとに課の入替えを行います。その際は休憩を取ります。ただし、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は担当課が同じであるため、入替えは行いません。

議事進行は各会計とも歳入、歳出を一括して質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

これより各特別会計決算審査に入ります。

認定第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

認定第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書61ページをご覧ください。

上段の一般状況の負担割合等については、前年度と変更はございません。

中段の表になります。被保険者世帯数は令和2年度末で1,592世帯、前年度に比べ6世帯、0.4%の減、被保険者数は2,597人で、前年度に比べ14人、0.5%の減となりました。

次に、財政状況についてご説明いたします。

下段の第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

歳入決算額は12億6,952万円で、前年度に比べ2.2%の増となり、歳出決算額は12億5,399万5,000円で、前年度に比べ2.7%の増となりました。歳入歳出差引額の1,552万5,000円は、翌年度へ繰り越すべき財源152万9,000円以外の1,399万6,000円を国民健康保険事業基金に積立ていたしました。

続いて、歳入についてご説明いたします。

62ページの第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税の3億396万9,000円で、前年度に比べ11.9%の減となり、歳入全体の24%を占めております。税額の減につきましては、農業所得の収入の減収が主な要因となっております。

なお、収納率は、次のページの63ページ上段の表になりますが、現年、滞繰合計で89.2%、前年度に比べまして0.5%増となっております。また、コンビニ収納利用率は、63ページの下段の表にあります28.6%で、前年度と比べまして3.8%の増でありました。

62ページ、第3表に戻りまして、2款分担金及び負担金は、人間ドック等の個人負担分で182万1,000円、前年度に比べ8.2%の減となり、5款県支出金は、療養費等に係る県からの普通交付金8億2,620万1,000円で、前年度に比べ5.7%増となり、歳入全体の65.1%を占めております。7款繰入金は、一般会計及び国保事業基金からの繰入金1億3,180万1,000円で、前年度に比べ19%の増となり、歳入全体の10.4%を占めております。

次に、歳出についてご説明いたします。

64ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、2款保険給付費の7億8,236万5,000円で、前年度に比べ4.4%の増となり、歳出全体の62.4%を占めております。3款国民健康保険事業費納付金は4億1,926万5,000円で、歳出全体の33.4%を占めております。5款保健事業費は、人間ドックや特定健

診等の経費1,699万2,000円で、前年度に比べ3.6%の減となりました。8款諸支出金は前年度の国庫負担金の精算に伴う返還金などで592万4,000円となり、前年度に比べ79.5%の増となりました。

65ページからは、保険給付費の内訳や保険事業費の内容等、施策の概要を記載しております。

以上で認定第2号の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

1ページから41ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

7番（高坂 茂君）

ページは、35ページ、5款1項1目の委託料13、これが1点です。

その前に、グレーの冊子のほう、66ページ。

特定健診は毎年、ここ、データを取っております。

去年は、多分、コロナの影響で受診率が下がったと思いますけれども、そこら辺の検証はどうなっているのか。それから、それに対してどのような対応をしていったのか、それが1点。

もう一点、36委託料のところ、生活習慣病予防健診とあります。これは新しい施策だと思えますけれども、この中身について教えていただければと思います。

この2点です。

委員長（杉山茂夫君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

それでは、お答えいたします。

まず1点目、特定健診のほうの受診率のところでございます。

コロナの影響もありまして、健診のほう、人数を制限した形で申込みを取りながらやったというところもあって、件数としてはちょっと減ってはおります。対策としましても、ちょっと日数等を増やせない事情がありまして、増加はさせることができませんでした。

今年度は、西健診プラザのほうを追加するなど、ちょっと時期も早めたりして、今年度はちょっと件数を増やしていければなという対応にはなっておりますが、令和2年度中に関しては、そのまま件数が増えない状況でございました。

あと、次の生活習慣病予防健診というところでございます。

新規の事業で、30歳、35歳の方の健診を受けていただくという事業のほうで、5名ほど実施に参加していただいております。

以上です。

委員長（杉山茂夫君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

今、コロナで基本特定健診、これの事業は非常に施行するに当たり苦勞が多いと思いますけれども、やはり年々、健診率が少しずつでも上がってきていましたので、その右肩上がりをずっと継続できるよう、ひとつ努めていただきたいというふうにして、質問を終わりたいと思います。

生活習慣病のほう、よく分かりました。

委員長（杉山茂夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については、
原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩(午前10時12分)

再開(午前10時13分)

委員長(杉山茂夫君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第3号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

認定第3号 令和2度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の68ページをお開き願います。

決算の状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧願います。

令和2年度の決算額は、歳入が前年度比62.1%増の5億4,698万6,000円、歳出が前年度比62.0%増の5億4,689万8,000円で、歳入歳出差引額が8万8,000円となり、全額が令和3年度へ繰越した事業費の財源となります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧願います。

1款分担金及び負担金は下水道事業受益者負担金で162万3,000円、2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで5,987万1,000円、3款国庫支出金は補助事業の増額により前年度比545.9%増の1億3,411万1,000円となりました。5款繰入金は一般会計繰入金ほかで2億678万3,000円、8款町債は1億4,380万円となりました。

69ページの第4表、歳出決算額の状況をご覧願います。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費と小松ヶ丘地区の汚水を流域関連公共下水道へ接続する設計及び工事経費のほか、馬淵川流域下水道の建設工事に係る負担金等で3億4,659万6,000円、2款公債費は長期資金の元金及び利子の償還金として2億30万2,000円となりました。

70ページは施策の概要でございます。

以上で認定第3号の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

42ページから66ページまでであります。

質疑ありませんか。

下田委員。

8 番（下田敏美君）

不納欠損44件、この内容をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

使用料の不納欠損額が4万4,351円となっておりますが、内訳が、公共下水道が6件、2名分です。小松ヶ丘の使用料が5件、2名となっております。

以上です。

（「これは、不納欠損額」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

下田委員。

8 番（下田敏美君）

やっぱり、未収入がそういう状況にあるわけです。納めていない人があるということですか。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

この不納欠損額は、5年経過したものであります。

使用している方は、生活が大変苦しい方がございまして、この方を不納欠損としたものであります。

委員長（杉山茂夫君）

下田委員。

8 番（下田敏美君）

現在も、引き続き不納になっているわけですか。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

この方々については、転出した方も含まれておりますし、現在も町内に住まわれて、下水道を使用している方もありますが、2か月に1回ほどは催告をして、各戸訪問したりして納付をお願いしているのですが、どうしても生活が苦しいということで、下水道分が納められないということで、現在未納の状況となっている方が多いです。

以上です。

8 番（下田敏美君）

了解です。

委員長（杉山茂夫君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

52ページ、1款1項1目分担金及び負担金、それから受益者負担金、それから冊子のほうの67ページ、1番下の受益者負担金、このことについて質問したいと思います。

負担金ですけれども、この受益者負担金、算出基準がありますよね、1番下の、このグレーの冊子ですね。処理区域地積掛ける1平米当たり250円、受益者負担金。この中身につい

て、どういった算出なのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

下水道受益者負担金についての質問であります。これは下水道が整備されることによって、土地の付加価値が上がることによって、その土地の所有者から一部負担をしてもらうという制度であります。

現在、単価が1平米当たり250円となっております。それで、令和2年度に162万3,060円、収入となっておりますが、これは平成31年度に賦課したものの4年分割分の令和2年度分が2件、2名分です。あと、令和2年度に賦課した10件分、10名分の収入となっております。

いずれも、今まで下水道処理区域だったんですが、新たに家を建ててそこに下水道を使うということで、新たに、今まで農地等で賦課猶予になっている区域だったところに、新築で下水道を使うということで、受益者負担金を賦課したものであります。

以上です。

委員長（杉山茂夫君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

専門的にそう説明されてもちょっと分からないので、質問を変えます。

この52ページを見れば、当初予算が72万何がしで、次がこの補正で89万9,000円となっておりますよね。こういったところのこの補正の受益者負担ということになると思うんですけども、そこら辺、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

受益者負担金の当初予算額が72万5,000円となっておりますが、補正で89万9,000円増額しております。この理由については、平成31年度中に、途中で下水道区域に新築された方が何名かおまして、当初予算の予算編成の時期以降に新たに新築した方々分を補正で増額しているために、補正で増額となったものであります。

以上です。

(「まだよく分からない」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

高坂委員。

7番(高坂茂君)

何名分でこの八十何万を負担するんですか。結構な金額だと思うんですけども、これを例えば、この4年で徴収するのを一括して計上しているということですか。

委員長(杉山茂夫君)

建設下水道課長。

建設下水道課長(外山昌彦君)

通常は、受益者負担金については、4年分割で納めていただきますが、一括納付という制度もあります。それで、ほとんどの方は、4年分を1年で1回に納める一括納付制度を利用されております。

ですので、令和2年度の受益者負担金については、平成31年度に賦課した分割納付の方が2件、2名分、令和2年度の賦課した方が10名で、この10名の方がほとんど一括納付しております。

以上です。

委員長(杉山茂夫君)

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

ということは、この受益者負担金というのは、新規に加入すればその受益者負担金というのを支払うという形で、これからも推移していくというふうに理解してよろしいですか。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

そうです。

下水道区域に新たに家を建てて、下水道に接続して使われる方に受益者負担金が賦課されます。

委員長（杉山茂夫君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

もう一点。そうすれば、これは、小松ヶ丘流域の単独事業ということと、また別の下水道のこの2本立てで徴収するという形で理解してよろしいですか。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ここに出てくる受益者負担金については、小松ヶ丘地区以外の流域関連公共下水道の区域の方々の受益者負担金となります。

小松ヶ丘地区については、受益者負担金制度の区域外となっておりますので、小松ヶ丘に新たに家を建てての方については、受益者負担金は賦課されません。

7 番（高坂 茂君）

分かりました。了解です。

委員長（杉山茂夫君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和2度六戸町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和2度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

認定第4号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の71ページをお開き願います。

決算の状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧願います。

令和2年度決算額は、歳入が前年度比2.6%増の1億3,240万9,000円、歳出も前年度比2.6%増の1億3,240万9,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支がゼロ円となりました。歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧願います。

2款使用料及び手数料は農業集落排水使用料ほかで1,393万9,000円、4款繰入金は1億1,841万円となりました。

71ページをお開き願います。

中段の第4表、歳出決算額の状況をご覧願います。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費であり、施設の維持管理経費等で2,848万8,000円、2款公債費は長期資金の元金及び利子の償還金で1億392万1,000円となりました。

73ページと74ページは施策の概要でございます。

以上で認定第4号の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

67ページから85ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については、
原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時30分）

委員長（杉山茂夫君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第5号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題とい

たします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

認定第5号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

75ページから80ページになります。

75ページの1号被保険者の状況をご覧ください。

1号被保険者は、前年度比72人、2.0%増の3,657人であり、高齢化率としては33.4%でございます。介護保険料の賦課の状況については、表のとおりとなっております。

中ほどの表です。

要支援・要介護認定状況です。要支援の方は4人増加、要介護の方は16人減少しており、合計では12人減の512人でした。また、総合事業利用対象者は64人となっております。

下段のサービス利用状況は、居宅サービス利用者は309人、施設サービス利用者が120人、地域密着型サービス利用者が77人、総合事業利用者が94人となりました。

次に、決算の状況についてご説明いたします。

76ページの第1表をご覧ください。

令和2年度の歳入決算額は前年度比0.5%減の14億5,475万6,000円、歳出決算額は前年度比3.5%減の13億8,587万8,000円となりました。歳入歳出差引額は6,887万8,000円となり、その全額を介護保険財政調整基金に繰入れいたしました。

次に、歳入決算額の主な内容についてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況のやや中ほどの収入済額の欄をご覧ください。

1款保険料は65歳以上の1号被保険者の保険料で、前年度比2.4%減の3億216万8,000円、5款国庫支出金では、国負担分の負担金及び補助金で、前年度比3.3%増の3億5,173万9,000円、6款支払基金交付金では、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、前年度比3.1%減の3億4,732万3,000円、7款県支出金は県の負担分の負担金及び補助金で、前年度比3.2%増の1億9,853万5,000円、9款繰入金では一般会計及び基金からの繰入金の前年度比2.5%減の2億4,984万8,000円となっております。

次に、第3表、歳出決算額の状況の主なものになります。

1 款総務費は人件費やシステム経費、介護認定審査等に係る費用で、前年度費7.9%減の7,309万5,000円となっております。2 款保険給付費は介護保険サービスに係る費用で、前年度比4.6%減の12億2,462万7,000円で、構成比として歳出総額の88.4%を占めております。4 款基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金として2,200万3,000円となっております。5 款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、任意事業などに係る費用で、前年度比17.8%増の5,189万9,000円となっております。6 款諸支出金では、介護保険料過誤納還付金のほか、介護給付費負担金返還金などで、前年度比50.1%減の1,425万4,000円となっております。

次の77ページから80ページは施策の概要となっております。

以上で認定第5号の決算認定の説明といたします。

委員 長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

86ページから134ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩(午前10時37分)

再開(午前10時38分)

委員長(杉山茂夫君)

では、休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第6号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

認定第6号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の81ページをご覧ください。

後期高齢者医療の対象者は令和2年度末で1,812名、前年度に比べ29名の減となっております。

財政状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

歳入決算額は1億2,957万1,000円で、前年度に比べ3.5%の増となり、歳出決算額は1億2,674万7,000円で、前年度に比べ2.6%の増となりました。歳入歳出差引額は282万4,000円で、全額を翌年度へ繰り越しております。

第2表の歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧ください。

歳入の主なものは、1款後期高齢者保険料で8,029万7,000円、3款繰入金は一般会計からの繰入金で4,725万8,000円となりました。

次に、82ページの下段、第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、1款総務費で人件費や保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修費などで670万4,000円、2款分担金は県後期高齢者医療広域連合負担金で1億1,974万4,000円となっております。

83ページには、広域連合負担金の内訳など、施策の概要を記載しております。

以上で認定第6号の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

135ページから151ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時43分）

委員長（杉山茂夫君）

では、休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第7号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

認定第7号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定について、決算報告書に基づきご説明申し上げます。

報告書84ページをお開き願います。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

令和2年度の決算規模は歳入歳出ともに4億5,301万6,000円で、前年度に比べ12.8%の増加となりました。

次のページをご覧ください。

第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

1款診療収入は、患者数の減少傾向に加え、新型コロナウイルス感染症による受診控えや検査の一部制限などにより、前年度比13.1%減の1億7,910万8,000円となりました。2款使用料及び手数料は、各種予防接種、健診料ほかで、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンなどの予防接種が増えたことにより、前年度比4.4%増の1,313万3,000円となりました。3款県支出金は、電源立地地域対策交付金の増加や医療従事者に対する医療慰労金給付事業補助金などにより、前年度比16.0%増の5,570万3,000円となりました。5款繰入金は、新型コロナウイルス対策に係る国の交付金や財源補填によるものなどで、前年度比36.4%増の1億5,285万3,000円となりました。7款町債は屋根・外壁の大規模な工事と心電図データ閲覧システムの購入に係るもので、前年度比129.2%増の5,180万円となりました。

第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

1款総務費は、人件費、施設維持費のほかで、新型コロナウイルス対策のための施設の整備や大規模な工事などにより前年度比29.3%増の3億3,035万7,000円となりました。2款医業費は、医業活動に伴う医療機器、医薬品などで、患者数の減少により支出が抑えられたほか、高額な医療機器の購入があった前年度に比べ、前年度比19.9%減の1億715万3,000円となりました。3款公債費は、前年度比24.5%増の1,550万6,000円となりました。

86ページからは施策の概要でございます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

152ページから180ページまでであります。

質疑ありませんか。

盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

ご質問いたします。

先日行われた全員協議会の説明の中で、所長のほうから胃カメラ、大腸の内視鏡の検査のほうを飛沫のために休んでいるというふうな説明を受けたんですけれども、もし、それが本当の理由であれば、日本全国どこの病院もできなくなりますよね。実際は、大きな病院だけではなく、個人病院でも検査は行われております。ちょっと、それは理由にならないというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

委員長（杉山茂夫君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

お答えいたします。

内視鏡検査につきましては、昨年度、実績としてゼロ件ということで、町民の皆さんにも大変ご迷惑をおかけしている状況でございます。

実際には、内視鏡検査をするに当たって、飛沫等のおそれがあるので、感染リスクがあるということで、緊急なものは除いて定期的なものは延期するという考え方で、診療所のほうは、そういう対策を取ってきました。

実際に、その基準となるものなのですが、各種学会のほうで、コロナに関わる提言というものが出されておまして、実際には日本消化器内視鏡学会というところで提言を出してございます。この中身によると、実際に感染リスクがあるんだと、注意してやらなければいけない部分なんだということが記載されておまして、あとは、実施するのであれば、感染対策をやっぱりきっちりやっ行って行すべきだということも記載されております。その中に、緊急なもの以外は延期を推奨するということが記載されております。

ただ、中には、緊急性がないものを延期してきているのが長期にわたっているということもありますので、実際に健診受診者にも実際な不利益を生んでいる可能性もあるので、地域の実情に応じて判断してくださいということが記載されております。

実際のところ、東京都と六戸町と比べたときに、どっちのほうがりスクがあるかということをお考えますと、現状では六戸町で内視鏡の検査を行ったとしても、それほどリスクがない

んじゃないかなという、事務方はそう思っているんですが、ただいまの質問は医療行為に関する質問でございますので、実際、事務の立場でお答えするのは、なかなか難しいところではあるんですが、できれば、内視鏡検査をやって早期の発見をしてやるべきだとは、事務側では感じております。

以上です。

委員長（杉山茂夫君）

盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

お気持ちお察しいたします。

実際、今、再検査で引っかかったとあって、大きな病院に行けば、もう半年以上待たされちゃうんですね。個人病院のほうに行くと、やっぱり、どうしても通院は3回ないし4回くらいは通院してカメラを撮らなければならない。職員に対してもかなり負担になるということで、できれば、やっぱりその診療所のところでやっていただければ、再健診の受診率のアップにもつながっていく。

ただ、今、現状、その理由も踏まえて、やっぱりワクチン接種というのが今の診療所の第一の優先課題だというふうに思うんですけども、福祉課長の説明によると、11月いっぱいには済むということなので、できれば12月をめどに再開していけるような検討というのはしていただけないかどうかというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

委員長（杉山茂夫君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

その件については、毎月、そういう医療に関する会議の場が設けられておりますので、その辺、各学会の提言を参考に検討していきたいと思っております。

委員長（杉山茂夫君）

盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

できれば、やれないための言い訳ではなくて、どうすればできるかという観点の中から考えて、やっていただければなというふうに思います。

質問は以上です。

委員長（杉山茂夫君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までの令和2年度一般会計決算認定1件、各特別会計決算認定6件、合計7件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案のとおり認定であります。つきましては、9月9日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により決算特別委員会委員長職務を果たすことができましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

以上で決算特別委員会を閉会いたします。

ご起立願います。

どうもお疲れさまでした。

閉会（午前10時54分）